

幼稚園型認定こども園箕面自由学園幼稚園 運営規程

令和 6年 2月14日制定

令和 8年 4月 1日改正

第 1 条（事業所の名称等）

学校法人箕面自由学園が設置するこども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 幼稚園型認定こども園 箕面自由学園幼稚園
- (2) 所在地 豊中市宮山町4丁目21番1号

第 2 条（施設の目的）

幼稚園型認定こども園箕面自由学園幼稚園（以下「当園」という。）は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

第 3 条（運営の方針）

当園は、本学園の建学の精神「教養高き社会人の育成」のもとに、健やかな身体と知的好奇心を持つ心を育む。広い園庭、農園などの豊かな施設を活用し、体験と感動を主軸にした教育・保育プログラム、小学校就学を意識した取り組みで子ども達の成長を助ける。

- 2 当園は、「幼稚園設置基準（昭和31年12月13日文部省令第32号）」及び「豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定の要件を定める条例（平成30年9月27日 条例第44号）」その他関係法令を遵守し、施設運営を実施するものとする。

第 4 条（利用定員）

当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第1号の子ども（次号に掲げる満3歳以上児子どもに該当するものを除く。以下「1号認定子ども」という。） 230人
- (2) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする満3歳以上児。以下「2号認定子ども」という。） 10人

第 5 条（提供する教育・保育の内容）

当園は、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針に基づき、以下に掲げる教育・保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）

支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

(2) 一時預かり保育事業（幼稚園型）

家庭において保育（養護及び教育（児童福祉法第39条の2第1項に規定する満3歳以上の幼児に対する教育を除く。）を行うことをいう。以下同じ。）を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより主として昼間のこども園において一時的に預かり、法第59条第1項第10号に規定する必要な保護を行う。

(3) 食事の提供

学校法人箕面自由学園の給食調理室で委託事業者が調理し、委託事業者が保育室まで運搬したものを職員が配膳する。

(4) その他保育に係る行事等

4月 入園式 始園式

5月 遠足

6月 デイキャンプ、宿泊キャンプ

7月 終園式、夕涼み会

10月 遠足 運動会

12月 音楽発表会 終園式

1月 始園式 みのじっこアート（造形活動）

2月 生活発表会

3月 卒園式 修了式

2 当園は、子育て支援事業として、次の事業を実施する。

(1) ふれあいサロン事業

第 6 条（職員の職種、員数及び職務の内容）

教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする

(1) 園長 1名（常勤専従）

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 副園長または教頭 1名以上（常勤専従）

副園長または教頭は、園長の業務を助け、補完する。

(3) 主幹教諭 2名（常勤専従）

主幹教諭は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、教育・保育内容について他の保育士を統括する。

(4) 指導教諭（教育顧問） 1名（非常勤）

指導教諭は、幼児の教育・保育をつかさどり、教諭その他の教職員に対して、教育・保育の改善・充実のための指導及び助言を行う。

(5) 教諭・保育士 13名以上（常勤・非常勤）

教諭及び保育士は、教育及び保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(6) 保育補助職員または保育サポート職員等

保育補助職員または保育サポート職員は、園長、教諭及び保育士の指導のもと、教育・保

育活動における教諭等の補助や園児の生活面における援助を行う。

(7) 事務職員 1名（常勤専従）

事務職員は、園運営の事務等の役割を行う。

(8) 管理栄養士 1名（常勤兼務）

園児の発達段階に応じ、3歳児以上の幼児食に係る献立を作成する。

(9) 養護教諭 1名（常勤兼務）

園児の怪我や病気への応急処置、健康相談、環境衛生管理など、園児の心身の健康をサポートする。

(10) 学校医 1名（非常勤）

学校医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び園児の保護者に向けた相談・指導を行う。

(11) 学校歯科医 1名（非常勤）

学校歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び園児の保護者への相談・指導を行う。

(12) 学校薬剤師 1名（非常勤）

学校薬剤師は、園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び園児の保護者への相談・指導を行う。

(13) 調理員（外部委託）

調理員は、委託先の指導監督のもと、園が定める献立により給食を調理する。

(14) バス運転手（外部委託）

バス運転手は、委託先の指導監督のもと、園が定める運行ルートにより園児送迎バスを運行する。

(15) 体育講師（外部委託）

体育講師は、委託先の指導監督のもと、園が定めるカリキュラムにより園児に体育の教育・保育を行う。

(16) 英語講師（外部委託）

英語講師は、委託先の指導監督のもと、園が定めるカリキュラムにより園児に体育の教育・保育を行う。

2 前項の他、必要に応じ、職員を置くことができる。

3 特別の事情がある時は、幼稚園設置基準、豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例、その他関係法令に定めるところによって、人数を増減できるものとする。また、教諭に代えて講師もしくは学園内有資格者の兼任をもって充てることができる。

第 7 条（学年及び学期）

当園の学年は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

2 1年を次の3学期に分ける。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

第 8 条（教育・保育を提供する日）

教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、次の日を除く。

- (1) 年末年始（12月29日から1月3日）
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) その他園長が特別に必要と認めた日

2 1号認定子どもへの教育・保育の提供については、前項の規定にかかわらず、次の休園日を加える。

- (1) 夏季休業（7月21日から8月31日まで）
- (2) 冬季休業（12月25日から1月7日まで）
- (3) 学年末休業（3月25日から3月31日まで）
- (4) 学年始休業（4月1日から7日まで）

3 ただし、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情がある時は、前2項の規定に関わらず休業日に保育を行うことがある。

第 9 条（教育・保育を提供する時間）

教育・保育に提供する時間は次のとおりとする。

- (1) 1号認定子どもにかかる教育・保育時間

9時から14時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。上記以外の時間帯において、保護者の希望により預かり保育が必要な場合は、7時45分から9時まで、14時から18時45分までの範囲内で、一時預かり事業（幼稚園型）を提供する。

- (2) 2号認定子どもにかかる教育・保育時間

7時45分から18時45分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

- (3) 短時間保育認定にかかる教育・保育時間

9時から17時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、時間外保育事業として、7時45分から9時まで、17時から18時45分までの範囲内で、時間外保育を提供する。

第 10 条（利用者負担その他の費用の種類）

当園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、居住する市町村の定める利用者負担金（保育料）を当園に支払うものとする。

2 当園は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他を得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額（法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払を受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、前項の支払を受けるほか、特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払を受けるものとする。

第 11 条（利用の開始に関する事項）

当園は、市町村から教育・保育の実施について支給認定を受けた 1 号認定子どもから当園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。

- (1) 利用定員に空きがない場合
 - (2) 利用定員を上回る利用の申込があった場合
 - (3) 当該入園志望者に特別な事情があると認められ、当園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合
- 2 1 号認定子どもについて、利用定員を超える入園申込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。
- (1) プレイルーム入会者は、最優先して入園させる。
 - (2) 兄弟姉妹が在園している者、学園卒業生の子弟は、(1) の次に優先して入園させる。
 - (3) その他の者は先着順により選考し、入園させる。
- 3 2 号認定子どもについては、法第 4 2 条の規定により、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、これに応じる。
- 4 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの支給認定保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。

第 12 条（利用の終了に関する事項）

退園又は休園しようとする時は保護者が理由を記して園長に願い出るものとする。ただし、2 号認定子どもは、以下の場合には教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 園児が小学校に就学したとき。
- (2) 2 号認定子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

第 13 条（緊急時における対応方法）

当園の職員は、教育・保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに学校医又は園児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、豊中市及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

第 14 条（非常災害対策）

非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎年 2 回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

第 15 条（虐待の防止のための措置）

当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

第 16 条（記録の整備）

当園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保するものとする。

- (1) 教育・保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した教育・保育に係る提供記録
- (3) 豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年豊中市条例第49号）第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第 17 条（その他運営に関する重要事項）

その他、本運営規程に記載以外の重要事項は「重要事項説明書」のとおりとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

2 この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。

3 この改正規程は、令和8年4月1日から施行する。

別 表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
制服に係る費用	制服（夏冬）体操着、カバンなど	入園時 約 60,000 円
用品費	教材テキスト、文具などの用具費用	入園時 約 14,000 円
給食費	週 5 日の給食 （遠足日など、特別に弁当持参をお願いすることがあります。）	月額 （1号認定） 6,500 円 うち主食費 1,700 円 副食費 4,800 円 （2号認定） 9,500 円 うち主食費 2,400 円 副食費 7,100 円
おやつ代		月額 （2号認定のみ）1,500 円
バス協力金	車両代金、ガソリン代、人件費	月額 5,000 円
P T A 会費	P T A 活動資金	月額 650 円
後援会費	施設・設備の充実、福利厚生への補助	月額 1,000 円

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付する。

2 預かり保育に係る利用者負担

1 時間 300 円（早朝料金 45 分 600 円、延長料金 45 分 600 円）

3 教育・保育の提供に要する特定負担額

(令和8年度)

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額										
入園料	施設の整備、改修、経費	<table> <tr><td>最年少</td><td>110,000円</td></tr> <tr><td>年少</td><td>110,000円</td></tr> <tr><td>年中</td><td>100,000円</td></tr> <tr><td>年長</td><td>90,000円</td></tr> </table>	最年少	110,000円	年少	110,000円	年中	100,000円	年長	90,000円		
最年少	110,000円											
年少	110,000円											
年中	100,000円											
年長	90,000円											
入園申込料	入園手数料	2,000円										
教育充実費	英語活動、文字活動などの教育活動費用 基準を上回る職員の配置、保育水準の維持向上	<table> <tr><td colspan="2">月額</td></tr> <tr><td>最年少</td><td>8,000円</td></tr> <tr><td>年少</td><td>8,000円</td></tr> <tr><td>年中</td><td>8,000円</td></tr> <tr><td>年長</td><td>1,300円</td></tr> </table>	月額		最年少	8,000円	年少	8,000円	年中	8,000円	年長	1,300円
月額												
最年少	8,000円											
年少	8,000円											
年中	8,000円											
年長	1,300円											
預かり金	毎月の教材、行事の費用	<table> <tr><td colspan="2">月額</td></tr> <tr><td>最年少</td><td>1,600円</td></tr> <tr><td>年少</td><td>1,600円</td></tr> <tr><td>年中</td><td>2,300円</td></tr> <tr><td>年長</td><td>5,000円</td></tr> </table>	月額		最年少	1,600円	年少	1,600円	年中	2,300円	年長	5,000円
月額												
最年少	1,600円											
年少	1,600円											
年中	2,300円											
年長	5,000円											

(令和9年度以降)

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額										
入園料	施設の整備、改修、経費	<table> <tr><td>最年少</td><td>110,000円</td></tr> <tr><td>年少</td><td>110,000円</td></tr> <tr><td>年中</td><td>100,000円</td></tr> <tr><td>年長</td><td>90,000円</td></tr> </table>	最年少	110,000円	年少	110,000円	年中	100,000円	年長	90,000円		
最年少	110,000円											
年少	110,000円											
年中	100,000円											
年長	90,000円											
入園申込料	入園手数料	2,000円										
教育充実費	英語活動、文字活動などの教育活動費用 基準を上回る職員の配置、保育水準の維持向上	<table> <tr><td colspan="2">月額</td></tr> <tr><td>最年少</td><td>8,000円</td></tr> <tr><td>年少</td><td>8,000円</td></tr> <tr><td>年中</td><td>8,000円</td></tr> <tr><td>年長</td><td>8,000円</td></tr> </table>	月額		最年少	8,000円	年少	8,000円	年中	8,000円	年長	8,000円
月額												
最年少	8,000円											
年少	8,000円											
年中	8,000円											
年長	8,000円											
預かり金	毎月の教材、行事の費用	<table> <tr><td colspan="2">月額</td></tr> <tr><td>最年少</td><td>1,600円</td></tr> <tr><td>年少</td><td>1,600円</td></tr> <tr><td>年中</td><td>2,300円</td></tr> <tr><td>年長</td><td>5,000円</td></tr> </table>	月額		最年少	1,600円	年少	1,600円	年中	2,300円	年長	5,000円
月額												
最年少	1,600円											
年少	1,600円											
年中	2,300円											
年長	5,000円											

重要事項説明書



<2026 年度>

学校法人箕面自由学園 箕面自由学園幼稚園

教育・保育の提供にあたり、箕面自由学園幼稚園（以下本園と言う）が保護者に説明すべき内容は次のとおりです。

1. 施設運営主体

名称：学校法人箕面自由学園
所在地：大阪府豊中市宮山町4丁目2-1
代表者：理事長 松矢 康彦
種別：幼稚園型認定こども園
施設名称：幼稚園型認定こども園 箕面自由学園幼稚園
園長：北之防 純子
連絡先：06-6852-8110(代表番号)

2. 施設の概要

開設年月日：1965年3月31日

設備	敷地全体	園舎	保育室	遊戯室（ホール）
居室数/面積	2611.00 m ²	1,198.57 m ²	9室/538.20 m ²	1室/157.30 m ²
構造	RC造、S造 2階建て			
園庭の面積	1280.00 m ²			

3. 教育・保育課程、学級編制

- ・本園の教育・保育課程は子ども子育て支援法、その他関係法令等を遵守し幼稚園教育要領・認定こども園教育・保育要領をふまえ、幼児の心身発達と地域の実態を考慮し、特定教育・保育を提供します。
- ・学級編制は1号・2号児混合の年齢別編制を基本とし、必要に応じて縦割り混合学級を置くことがあります。

利用定員（2026年度予定） 240名定員

	最年少（満3歳児）	年少（3歳児）	年中（4歳児）	年長（5歳児）
1号認定	25名	47名	77名	81名
2号認定	0名	3名	3名	4名
計	25名 1クラス	50名 2クラス	80名 3クラス	85名 3クラス

《学園の教育目標》

豊かな自然環境を基盤に、体験と実践をとおして、伸び伸びと個性を發揮できる教養高い社会人の育成をめざし、基本的な生活習慣、体力、学習能力、マナー等バランスのとれた人格の形成を図る。

《本園の教育について》

幼稚園型認定こども園 箕面自由学園幼稚園は、本学園の建学の精神「教養高い社会人の育成」のもとに健やかな身体と知的な好奇心を育む。広い園庭、農園など豊かな施設を活用し、体験と感動を軸にした教育・保育プログラム、小学校就学を意識した取り組みで子どもたちの成長を助ける。

《園の教育目標》

- (1) 恵まれた自然環境の中で、「体験×感動」を柱に、自然とのふれあい・音楽や伝統文化季節行事との出会いなどを通し、本物のすばらしさや実体験の面白さを味わい、心豊かな人間形成に努める。
- (2) 子どもの主体性を尊重し、一人一人の個性や発達段階をふまえ、ことばと表現、運動の力を培い、心身の発達と健康の増進に努める。
- (3) 自由遊びを大切に、様々な活動にすすんで取り組む自主的な姿勢を育み、友だちやグループと共に活動することを楽しむことができる。

「主体性・自主性の尊重」「感性の育成」「心の教育」「生きる力の基礎の育成」を重視し、国(文部科学省)が示している「教育要領」に基づいて、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の10項目を5領域で総合的にとらえ、幅広い意義ある行事や活動を通して、教育活動をすすめる。

4. 職員の職種、員数及び職務について (運営規程第6条参照)

- 1 教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

(1) 園長 1名 (常勤専従)

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 副園長または教頭 1名以上 (常勤専従)

副園長または教頭は、園長の業務を助け、補完する。

(3) 主幹教諭 2名 (常勤専従)

主幹教諭は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、教育・保育内容について他の保育士を統括する。

(4) 指導教諭 (教育顧問) 1名 (非常勤)

指導教諭は、幼児の教育・保育をつかさどり、教諭その他の教職員に対して、教育・保育の改善・充実のための指導及び助言を行う。

(5) 教諭・保育士 13名以上 (常勤・非常勤)

教諭は、教育及び保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(6) 保育補助職員または保育サポート職員

保育補助職員または保育サポート職員は、園長、教諭及び保育士の指導のもと、教育・保育活動における教諭等の補助や園児の生活面における援助を行う。

(7) 事務職員 1名 (常勤専従)

事務職員は、園運営の事務等の役割を行う。

(8) 管理栄養士 1名 (常勤兼務)

園児の発達段階に応じ、3歳児以上の幼児食に係る献立を作成する。

(9) 養護教諭 1名 (常勤兼務)

園児の怪我や病気への応急処置、健康相談、環境衛生管理など、園児の心身の健康をサポートする。

(10) 学校医 1名 (非常勤)

学校医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び園児の保護者 に向けた相談・指導を行う。

(11) 学校歯科医 1名 (非常勤)

学校歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び園児の保

護者への相談・指導を行う。

(12) 学校薬剤師 1名（非常勤）

学校薬剤師は、園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び園児の保護者への相談・指導を行う。

(13) 調理員（外部委託）

調理員は、委託先の指導監督のもと、園が定める献立により給食を調理する。

(14) バス運転手（外部委託）

バス運転手は、委託先の指導監督のもと、園が定める運行ルートにより園児送迎バスを運行する。

(15) 体育講師（外部委託）

体育講師は、委託先の指導監督のもと、園が定めるカリキュラムにより園児に体育の教育・保育を行う。

(16) 英語講師（外部委託）

英語講師は、委託先の指導監督のもと、園が定めるカリキュラムにより園児に体育の教育・保育を行う。

2 前項の他、必要に応じ、職員を置くことができる。

3 特別の事情がある時は、幼稚園設置基準に定めるところによって、人数を増減できるものとする。また、教諭に代えて講師もしくは学園内有資格者の兼任をもって充てることのできる。

5. 開園時間、保育日数、保育時間

- ・本園の開園時間は7：45～18：45とします。
- ・本園の1号教育・保育週数は39週以上とします。
- ・1号の教育時間は9：00～14：00を基本教育時間とします。
- ・2号の保育時間は、それぞれの保育認定に基づいて決定されます。ただし、認定時間にかかわらず保護者のお仕事がお休みの場合、父母どちらかが休日の場合にも9：00～17：00の保育時間にご協力いただきます。
- ・特別支援・産休育休その他、お仕事を理由としない場合の2号の保育時間は9：00～17：00までとします。

1号認定こども（教育標準時間認定）	
提供する曜日	月曜日から金曜日まで
保育時間	教育標準時間 9：00～14：00
あずかり保育	朝 7：45～9：00 夕 14：00～18：45 土・長期 7：45～18：45 *土曜日のあずかり保育については9：00～17：00の中での利用にご協力ください。
2号認定こども（保育認定）	
提供する曜日	月曜日から土曜日まで
保育時間	保育標準時間 7：45～18：45（11時間） 保育短時間 9：00～17：00（8時間）
延長保育	保育短時間 朝 7：45～9：00 夕 17：00～18：45

- ・一時預かり（あずかり保育）は早朝7：45～8：30、保育後～18：45までとします。
- ・一時預かりについては、れんらくアプリより**事前申込制**で受け付けます。

・一時預かりについては、申し込み人数（先着順）により人数制限を設けて実施します。（新2号児・1号児）なお認定こども園移行前の入園者（2024年度、2025年度入園者）については制限を緩和し、できるだけ受け入れられるよう努力いたします。

あずかり保育料金について

早朝あずかり	7:45~7:59	8:00~8:29
費用	300円	300円

*午後保育後	14:00~14:59	15:00~15:59	16:00~16:59	17:00~17:59	18:00~18:29	18:30~18:45
費用	300円	300円	300円	300円	300円	300円

短縮期間の料金について

短縮中あずかり	11:30~13:00	13:00~13:59
費用	300円	300円

長期休業中の料金について

	7:45~8:00	8:00~8:59	9:00~9:59	10:00~10:59	11:00~11:59	12:00~12:59	13:00~13:59
費用	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円

*14:00~のあずかり料金は前ページ【午後保育後】を適用する

*あずかり保育に係る利用者負担 1時間300円（早朝料金45分600円、延長料金45分600円）

6. 園児納付金

- ・保育料は無償化制度により実質無料となります。
- ・保育の提供に要する特定負担額を徴収します。（下記別表）特定負担金は口座振替となっています。
- ・学費等引落日は毎月5日です。5日が土日祝の場合は翌営業日に引き落とされます。
- ・既納の納付金は事由の如何にかかわらず返還いたしません。
- ・正当な理由がなく納付金を所定の日までに納入しない、または引き落としができなかった場合は、退園させることがあります。
- ・今後の社会情勢の事情等により年度途中においても変更することがあります。

別表<納付金一覧> ※1号2号共通

項目	内容・負担を求める理由及び目的	金額
入園料	施設の整備、改修、経費	最年少・年少 110,000円 年中 100,000円 年長 90,000円
入園申込料	入園手数料	2,000円
教育充実費*	基準以上の教職員の配置、保育水準の維持向上、英語活動、文字活動などの教育活動費用	月額 最年少・年少 8,000円 年中 8,000円 年長 1300円 ※2026年度の年長のみ1300円になります
預かり金*	毎月の教材、行事の費用	月額 最年少・年少 1,600円 年中 2,300円

	年長 5,000 円 ※該当学年により金額は変わります
--	--------------------------------

その他の実費徴収（2026 年度予定）

項目	内容・負担を求める理由及び目的	金額
制服に係る費用	制服（夏冬）、体操着、カバン等	入園時 約 60,000 円
用品費	教材テキスト、文具などの用具費用	入園時 約 14,000 円
給食費*	週 5 日の給食★	月額 1 号認定 6,500 円 (内訳: 主食費 1,700 円/副食費 4,800 円) 月額 2 号認定 9,500 円 (内訳: 主食費 2,400 円/副食費 7,100 円)
おやつ代*		月額 (2 号認定のみ) 1,500 円 1 号児はあずかり保育代金に含む
バス協力金*	車両代金、ガソリン代、人件費	月額 5,000 円 (バス利用児のみ)
PTA 会費*	PTA 活動資金	月額 650 円
後援会費*	施設・設備の充実、福利厚生への補助	月額 1,000 円

*前表記の金額は年間 12 か月で分割された後の額です。8 月も費用はかかります。

★遠足日などはお弁当の持参をお願いすることがあります。

- ・認定ごとに定められた保育時間を超えて延長保育を利用する場合は、別途利用者負担料が必要となります。
- ・入園後に何らかの事情により認定変更を行った場合でも、認定変更前に支払った各種費用についての返金はありません。

7. 入退園・休園

- ・入園、退園、休園については園長の許可を必要とします。
- ・入園するときは本園の重要事項説明を熟読し、教育・保育の特徴を十分理解し、同意の上、所定の入園願書に必要な事項を入力し、申込料を添えて申し込んでいただきます。
- ・入園時期は毎年 4 月とします。但し欠員のある時は園長判断で随時入園を許可します。
- ・休園または退園するときは、その事由を所定の用紙に記入し届出をしてください。
- ・その他、本園の重要事項説明の内容に反する、風紀を乱す等の事実が認められる場合には、それを理由に退園させる場合があります。

利用者の内定	《1 号認定の子ども》施設の管理者が定めた選考方法（先着順）、定員を上回る場合は抽選とする 《2 号認定の子ども》市が行う利用調整による
利用決定	利用契約の締結による
退園理由	・1 号、2 号認定の子どもに該当しなくなった時（卒園を含む） ・保護者からの退園の申し出があったとき ・利用継続が不可能であると市が認めたとき ・その他利用継続の重大な支障、困難が生じたとき

8. 休園日

休園日は次のように定めます。

教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、次の日を除く。

- (1) 年末年始（12月29日から1月3日）
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) その他園長が特別に必要と認めた日

1号認定子どもへの教育・保育の提供については、前項の規定にかかわらず、次の休園日を加える。

- (1) 夏季休業（7月21日から8月31日まで）
- (2) 冬季休業（12月25日から1月7日まで）
- (3) 学年末休業（3月25日から3月31日まで）
- (4) 学年始休業（4月1日から7日まで）

9. 登降園

- ・1号の登園時間は8時30分～9時30分です。それ以前は限られた職員数で早朝保育を実施しているため園内には入れません。
- ・クラス活動が始まる9時30分までには登園してください。
- ・登降園時には、保護者は園指定の保護者名札を必ず着用ください。園児の安全確保のため着用のない方の園内への出入りは禁止します。
- ・保護者以外のお迎えになる場合には、保護者用名札を共有してご対応ください。
- ・登園／降園の時間は必ずお守りください。また、2号の場合は認定上許可された教育・保育時間をお守りください。やむを得ず時間変更になる場合は当日の8:00までにれんらくアプリにて、それ以降は電話にて必ずご連絡ください。
- ・登園のために使用する自転車や車をお迎えの時間まで園に停めたままにすることはできません。
- ・行事の際はできるだけ自転車、徒歩または公共交通機関で来園してください。学園駐車場には限りがあります。
- ・園周辺の道路は全面駐車禁止です。車でお越しの場合は必ず学園駐車場や近隣のコインパーキングをご利用ください。
- ・幼稚園の前まで自家用車を乗り入れることはできません。また、学園坂は車の通行はできません。
- ・学園坂を自転車に乗ったまま通行することはできません。必ず下車して通行してください。

10. 欠席・遅刻

- ・欠席や遅刻の連絡は「れんらくアプリ」からお知らせください。但し8時00分以降は直接園に電話で連絡をしてください。
- ・バス利用者の方は、「れんらくアプリ」からお知らせください。
- ・学校保健安全法に規定する伝染病による欠席の場合は、次の出席までに医師が記入した登園許可証（園既定のもの）を添付しなければなりません。
- ・園長は次の各号のいずれかに該当するときは園児の出席停止を命ずることができます。
 - ①学校保健安全法に規定する伝染病にかかり、またはかかっている疑いがあるとき、及びかかる恐れのあるとき。
 - ②その他出席停止を必要と認めたとき。
- ・37.5℃以上の発熱がある場合や、解熱してから24時間が経過していない場合は登園できません。

11. 学級休業

- ・インフルエンザや胃腸炎（ノロ・ロタウイルス）等、流行性疾患がクラスで多数発症の際は園医と相談

の上、学級休業の措置をとります。

・1号（新2号を含む）児は流行性疾患を発症していない場合でも所属クラスが学級閉鎖の場合には登園できません。

・2号児は流行性疾患を発症していない場合で所属クラスが学級閉鎖の場合には感染拡大防止の観点より、できる限り登園は控えてください。

※2号児のみ保護者の方が自宅保育できない場合は園までご相談ください。

12. 警報等による措置について

①台風・大雨等により警報が発令された場合

（1号認定児・新2号認定児）

午前7時時点で、大阪府（全域、北大阪、豊中市）に暴風、大雨、洪水警報のいずれかが出ている場合は原則休園となります。また登園後に警報が発令された場合は、原則降園の措置を取ります。よって、警報発令時のあずかり保育や課外教室はありません。

（2号認定児）

上記、1号認定児と同様の措置に準じていただくよう、ご協力をお願いいたします。ただし、家庭保育に欠ける場合は以下の通りといたします。

【大雨警報・洪水警報】警報発令時→通常保育（ただし弁当は持参）

【特別警報・暴風警報】警報発令時→自宅待機 警報解除後登園可能（ただし弁当持参）

登園後の発令→原則降園の措置をとります

②地震発生の場合（全園児共通）

震度5弱未満の場合

（登園前）一定の被害が発生し、登園に支障をきたす場合については、保護者の判断で自宅待機

（バス登降園中・登園後）

保育中に自信が発生した場合は、園児を安全な場所に避難させ保護し、通園路の安全、園内の被害状況を点検し、状況により豊中市と協議の上、休園・園児降園など適切な措置をとります

震度5弱以上の場合

（登園前）臨時休園

（バス登降園中・登園後）

保育中に自信が発生した場合は、園児を安全な場所に避難させ保護し、通園路の安全、園内の被害状況を点検し、状況により豊中市と協議の上、休園・園児降園など適切な措置をとります

13. 園からの情報・連絡

・毎月「にじっこだより」を通して全保護者に周知すべき内容をお知らせします。園から保護者の方への重要な連絡ツールです。必ずお目通しください。

・園から発信する情報や連絡事項は、冊子等を除き全て「れんらくアプリ」からお伝えします。

・返事を要するものは基本的に「れんらくアプリ」のアンケート機能で行います。必ず期限内にご返答ください。

14. 相談・要望・苦情

苦情・要望などを受けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。また、要望・苦情の内容

を受け付けた場合には、それらの内容を記録し、市からの求めがあった場合には、必要な改善を行い市に報告をします。

受付担当者： 園長 北之防・教頭 樽本

受付時間： 9:00～17:00

連絡先： 電話 06-6852-8110 メール ms@mino-jiyu.ed.jp

受付方法： 面談・電話・文書等でお申し出ください。

15. 薬などについて

・幼稚園は健康な子どもが過ごす場所であり、通常業務として薬を扱うことはいたしません。そのため原則薬はお預かりできません。

・医師から登園を認められ尚且つ薬の服用が必要な場合は、原則園では薬を預かれない旨を伝えた上で1日朝夕2回の薬を処方してもらうなど医師とご相談ください。やむを得ず、投薬が必要な場合は園より与薬依頼書をお渡ししますので、記入の上担任まで提出したのち対応できる場合は許可します。

・抗アレルギー薬やエピペン等を園で保管する必要がある場合は診断書と本園規定の用紙を提出してください。

・感染症から個人の健康と集団を守るマナーとして、お子様の体調が思わしくない場合は欠席させていただきます。

16. 保育中のケガ・病気について

・37.5度の熱を目安に、お子様の状況を電話で報告します。熱が38.0度を越えた場合や嘔吐・下痢の症状等、保育者が集団生活不可能と判断した場合は速やかにお迎えをお願いします（連絡先は緊急カードに記入して頂きます）。

・軽いケガの場合は園で応急処置します。医師による治療が必要と判断した場合は保護者に連絡後、専門医を受診します。その場合には保険証提示・状況説明・処置について判断を仰ぐケース等の理由から原則ご同伴ください。

・緊急カードには必ず連絡のつく連絡先、電話番号を正確に記入してください。

17. アレルギーについて

・アレルギー対応マニュアルをもとに対応します。

・食物アレルギー児に対して医師の診断・指導のもと、治療の一環として集団給食の中で可能な範囲での除去等の対応をします。

・医師の診断書を提示の上、管理栄養士と面談の上、可能な範囲での除去食対応をおこないます。

・食事配慮を希望される方は以下の書類が必要となります。

① 豊中市就学前施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）（医師の診断書となるものです／4月入園前に提出）

② 食物アレルギー除去チェック献立表（毎月月末配布 献立表のチェックをして提出）

※書類提出が無い場合は対応できません。

《学校医》 医療機関名：医療法人文月会 原医院 所在地：池田市石橋 4-17-26
校医名：原 文雄

《学校歯科医》医療機関名：大阪歯科大学
歯科医名：岡崎定司（名誉教授）

所在地：大阪府中央区大手前 1-5-17

《学校薬剤師》医療機関名：カリス薬局
薬剤師名：井上 祥宏

所在地：豊中市豊南町南 1-1-15-1 カリス薬局

18. 虐待防止

- ・教育・保育従事者は虐待に対する知識や意識をもって子どもの人権を守ります。
- ・虐待の疑いが強い場合は保護者への連絡なしに関係機関へ通報します。

19. 個人情報取扱について

- ・別に定める個人情報取扱規程に基づき、個人情報の取り扱いを行います。
- ・園の運営上、知り得た情報について個人情報の取り扱いには十分留意し、守秘義務を厳守します。特に市町村が認定した世帯所得に基づく情報は給付事務に必要な範囲に限って利用します。

20. 加入保険

- ・全園児は日本スポーツ振興センターに加入していただきます。保育中のケガに対応し、請求事務は保護者になりかわり、学園が行います。
- ・交通事故以外の園バスにかかわるケガを対象とします。交通事故でも相手に支払い能力がないときは適用されます自賠責・任意保険のほか、スクールバス傷害保険に加入しています。

21. 緊急時・災害時について

- 1 連絡は【れんらくアプリ】アプリを使用し連絡いたします。
※【れんらくアプリ】の使用法や日常の入力については「ようちえんのしおり」に記載します。
- 2 風水害、地震（震度3以上の場合を想定）などの災害などによる非常事態の場合、幼稚園から連絡できないことが予想されます。その際は、お子様と保護者の方の安全確保を第一に考えて、次のように行動します。
 - (1) 登園前の発生
危険は避け、自宅などの安全な場所で待機してください。そして、報道機関による情報に注意してください。
 - (2) 保護者による送迎の途中に発生した場合
保護者の判断で、自宅に戻り待機をしてください。
 - (3) バス運行中に発生した場合
 - ①バスを停止させ、子どもたちの安全を確保したうえで園と連絡を取って、状況判断を行います。
 - ②走行可能な場合、登園時は、乗っている子どもたちを連れて園へ向かいます。保護者の方も園へ向かってください。乗車前で保護者の元にいるお子様は、保護者の判断で安全確保に努めてください。降園時は、園に戻りますが、通り道のバス停の子どもたちは保護者の方へ先に引き渡すこともあります。
 - ③走行が危険な場合は、バスを最寄りの安全な場所に移動させて安全確保を行います。場合により停車場へのお迎えを保護者連絡でお願いすることもあります。

(4) 教育・保育中の場合

- ①一刻も早く保護者の元にお返しするのが原則ですが、状況により園でお預かりする場合があります。いずれの場合も可能な限りメールまたは、電話でお知らせします。
- ②連絡ができないような災害の場合は、できるだけ早く迎えにお越しくください。

(5) 災害時のお引渡し

- ①災害時は送迎できません。お引渡しは名札着用の保護者に限ります。
- ②甚大な災害の場合、保護者が迎えに来園できない可能性も考えられます。その場合、例外として、裏に保護者の自筆で「緊急時引き渡し可」と記入された保護者名札持参の方にはお引渡しいたします。緊急時にお子様の引き取りをお願いされる方に保護者名札を一枚お預けするなど、工夫をお願いします。

(6) 管轄する関係機関について

警察署…豊中警察署 豊中市南桜塚 3 丁目 4-11 TEL06-6849-1234
消防署…豊中市新千里消防署 豊中市新千里西町 2 丁目 2-14 TEL06-6872-0119

(7) 非常災害対策

防火管理者	野中 正人 (学園本部)
消防計画届年月日	R4.3.30
避難訓練	年に 1 回の学園合同避難訓練、毎月の避難訓練を実施します
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器を備えています
避難場所	箕面自由学園幼稚園 (園庭)
緊急時の連絡手段	幼稚園電話、れんらくアプリ、HP での情報提供

22. その他

- ・本園の教育・保育課程を修了した者には修了 (卒園) 証書を授与します。
- ・園児及び保護者の改名、その他身分上の異動または転居、その他変更のあったときは、速やかに届出をしてください。